

香川県報目録

平成十七年四月

第九一三三号から
第九一三〇号まで
号外（一、八、一九、二二、二七）

番号	題名	日	頁
〇	香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則	一	一 号外
〇	香川県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	五	五 九三三
〇	香川県林道事業補助規則の一部を改正する規則	三	三 九三九
〇	香川県都市公園規則の一部を改正する規則	七	七 号外
	告示		
三九	全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の数の増加及び同協議会の規約の一部変更	一	一 九三三
三〇	有害図書の新調	〃	〃
三一	公印の新調	〃	〃
三二	介護保険法の規定による事業者の指定	〃	〃
三三	指定管理者の指定	〃	〃
三四	公印の新調	〃	〃
三五	公印の廃止	〃	〃
三六	公印の新調	〃	〃
三七	道路の区域変更	〃	〃
三八	道路の位置指定	〃	〃
三九	昭和五十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部改正	〃	〃
四〇	香川県土地利用基本計画の一部変更の要旨の公表	五	五 九三四
二四	地方自治法施行令の規定に基づく徴収事務の委託	〃	〃
二四	漁業法の規定による区画漁業の免許	〃	〃
二四	漁業法の規定による区画漁業の免許	〃	〃
二四	道路の供用開始	〃	〃
二四	道路の供用開始	〃	〃
二四	都市計画事業の事業計画の変更の認可	〃	〃
二四	都市計画事業の事業計画の変更の認可	〃	〃
二四	生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定	〃	〃
二四	生活保護法の規定による指定介護機関の事業者の名称等の変更の届出	〃	〃
二四	生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出	〃	〃
二四	生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出	〃	〃
二五	生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出	〃	〃
二五	地方自治法施行令の規定に基づく収納事務の委託契約の解除	〃	〃
二五	介護保険法の規定による事業者の指定	〃	〃
二五	結核予防法の規定による指定医療機関の指定	〃	〃
二五	結核予防法の規定による指定医療機関の指定	〃	〃
二五	結核予防法の規定による指定医療機関の指定の辞退	〃	〃
二五	道路の供用開始	〃	〃
二五	道路の供用開始	〃	〃
二五	地方自治法施行令の規定に基づく収納事務の委託	〃	〃
二五	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	三	三 九三六
二五	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	〃	〃
二六	生活保護法の規定による指定介護機関を休止した旨の届出	〃	〃
二六	介護保険法の規定による事業者の指定	〃	〃
二六	地方公営企業法施行令の規定に基づく収納事務の委託	〃	〃
二六	地方自治法施行令の規定に基づく収納事務の委託	〃	〃
二六	都市計画事業の事業計画の変更の認可	〃	〃
二六	都市計画事業の事業計画の変更の認可	〃	〃
二六	都市計画事業の事業計画の変更の認可	〃	〃
二六	都市計画事業の事業計画の変更の認可	〃	〃

二六七	地方自治法の規定による包括外部監査契約の締結	二五	二六七
二六八	保安施設地区の指定予定の通知	二六	二六八
二六九	保安林の指定解除予定の通知	二七	二六九
二七〇	保安林の指定解除予定の通知	二八	二七〇
二七一	平成十六年香川県告示第七百九十一号（民生委員の定数）の一部改正	二九	二七一
二七二	平成四年香川県告示第八百二十二号（丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市及びさぬき市における民生委員協議会の区域）の一部改正	三〇	二七二
二七三	香川県証紙の売りさばき人の変更	三一	二七三
二七四	香川県証紙の売りさばき人の指定の取消し	三二	二七四
二七五	町の区域に編入する旨の届出	三三	二七五
二七六	地方自治法施行令の規定に基づく収納事務の委託	三四	二七六
二七七	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の構造等の変更の許可申請	三五	二七七
二七八	土地収用法の規定による事業の認定	三六	二七八
二七九	道路の位置指定	三七	二七九
二八〇	香川県議会臨時会の招集	三八	二八〇
二八一	平成二年香川県告示第九百五十一号（議会の議員その他非常勤の職員	三九	二八一
二八二	の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項の年金たる補償に係る補償基礎額の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額）の一部改正	四〇	二八二
二八三	平成四年香川県告示第四百八十四号（議会の議員その他非常勤の職員	四一	二八三
二八四	の公務災害補償等に関する条例第五条の三第一項の休業補償に係る補償基礎額の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額）の一部改正	四二	二八四
二八五	平成三年香川県告示第三百四十三号（受精卵の種類及び譲渡価格）の一部改正	四三	二八五
二八六	平成十六年香川県告示第二百九十八号（漁業災害補償法の規定による	四四	二八六
二八七	漁業共済加入区の設定）の一部改正	四五	二八七
二八八	河川区域の廃止による廃川敷地等の発生	四六	二八八
二八九	香川県証紙の売りさばき人の指定の取消し	四七	二八九
二九〇	生活保護法の規定による指定医療機関の指定の辞退	四八	二九〇
二九一	生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定	四九	二九一
二九二	生活保護法の規定による指定介護機関を休止した旨の届出	五〇	二九二
二九三	生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出	五一	二九三
二九四	児童福祉法の規定による事業者の指定	五二	二九四
二九五	児童福祉法の規定による事業所の所在地の変更の届出	五三	二九五
二九六	児童福祉法の規定による事業の廃止の届出	五四	二九六
二九七	身体障害者福祉法の規定による事業者の指定	五五	二九七
二九八	身体障害者福祉法の規定による事業の廃止の届出	五六	二九八
二九九	知的障害者福祉法の規定による事業者の指定	五七	二九九
三〇〇	知的障害者福祉法の規定による事業の廃止の届出	五八	三〇〇
三〇一	平成十六年香川県告示第二百九十八号（漁業災害補償法の規定による	五九	三〇一
三〇二	漁業共済加入区の設定）の一部改正	六〇	三〇二
三〇三	道路の供用開始	六一	三〇三
三〇四	道路の供用開始	六二	三〇四
三〇五	道路の供用開始	六三	三〇五
三〇六	臨港地区内における分区の指定	六四	三〇六
三〇七	道路の位置指定	六五	三〇七
三〇八	香川県議会臨時会に付すべき事件の追加	六六	三〇八
三〇九	香川県議会臨時会に付すべき事件の追加	六七	三〇九
三一〇	香川県議会臨時会に付すべき事件の追加	六八	三一〇
三一〇	香川県議会臨時会に付すべき事件の追加	六九	三一〇
三一〇	香川県議会臨時会に付すべき事件の追加	七〇	三一〇
三一〇	香川県議会臨時会に付すべき事件の追加	七一	三一〇
三一〇	香川県議会臨時会に付すべき事件の追加	七二	三一〇
三一〇	香川県議会臨時会に付すべき事件の追加	七三	三一〇
三一〇	香川県議会臨時会に付すべき事件の追加	七四	三一〇
三一〇	香川県議会臨時会に付すべき事件の追加	七五	三一〇
三一〇	香川県議会臨時会に付すべき事件の追加	七六	三一〇
三一〇	香川県議会臨時会に付すべき事件の追加	七七	三一〇
三一〇	香川県議会臨時会に付すべき事件の追加	七八	三一〇
三一〇	香川県議会臨時会に付すべき事件の追加	七九	三一〇
三一〇	香川県議会臨時会に付すべき事件の追加	八〇	三一〇
三一〇	香川県議会臨時会に付すべき事件の追加	八一	三一〇
三一〇	香川県議会臨時会に付すべき事件の追加	八二	三一〇
三一〇	香川県議会臨時会に付すべき事件の追加	八三	三一〇
三一〇	香川県議会臨時会に付すべき事件の追加	八四	三一〇
三一〇	香川県議会臨時会に付すべき事件の追加	八五	三一〇
三一〇	香川県議会臨時会に付すべき事件の追加	八六	三一〇
三一〇	香川県議会臨時会に付すべき事件の追加	八七	三一〇
三一〇	香川県議会臨時会に付すべき事件の追加	八八	三一〇
三一〇	香川県議会臨時会に付すべき事件の追加	八九	三一〇
三一〇	香川県議会臨時会に付すべき事件の追加	九〇	三一〇
三一〇	香川県議会臨時会に付すべき事件の追加	九一	三一〇
三一〇	香川県議会臨時会に付すべき事件の追加	九二	三一〇
三一〇	香川県議会臨時会に付すべき事件の追加	九三	三一〇
三一〇	香川県議会臨時会に付すべき事件の追加	九四	三一〇
三一〇	香川県議会臨時会に付すべき事件の追加	九五	三一〇
三一〇	香川県議会臨時会に付すべき事件の追加	九六	三一〇
三一〇	香川県議会臨時会に付すべき事件の追加	九七	三一〇
三一〇	香川県議会臨時会に付すべき事件の追加	九八	三一〇
三一〇	香川県議会臨時会に付すべき事件の追加	九九	三一〇
三一〇	香川県議会臨時会に付すべき事件の追加	一〇〇	三一〇

教育委員会公告	三	九三六	政治資金規正法の規定による資金管理団体の取消しの届出	〃	〃
一般競争入札の実施	〃	〃	監査委員公表	〃	〃
一般競争入札の実施	三	九三六	四 監査結果の公表	一	九
一般競争入札の実施	〃	〃	五 監査結果の公表	二	〃
一般競争入札の実施	〃	〃	六 監査結果の公表	三	〃
一般競争入札の実施	〃	〃	七 監査結果の公表	四	〃
選挙管理委員会告示	〃	〃	八 監査結果の公表	五	〃
選挙管理委員会告示	〃	〃	人事委員会規則	〃	〃
地方自治法に規定する直接請求に必要な選挙権を有する者の三分の一の数	八	九三五	一八 香川県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	三	九三六
政治資金規正法の規定による政治活動のために寄付を受け又は支出をすることができない団体となった旨の告示	三	九三六	人事委員会公告	〃	〃
個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報告	五	九三七	一 平成十七年度香川県警察官A採用試験の実施	八	号外
個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報告	〃	〃	正 誤	〃	〃
個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報告	〃	〃	四 平成十七年四月十二日(香川県報第九二二六号) 目次申訂正	一	九三八
個人演説会等を開催することができる施設として指定した旨の報告	〃	〃			
平成十四年香川県選挙管理委員会告示第八十号(政治資金規正法の規定による政治団体の収支等に関する報告書の要旨)の一部訂正	〃	〃			
平成十五年香川県選挙管理委員会告示第九十三号(政治資金規正法の規定による政治団体の収支等に関する報告書の要旨)の一部訂正	〃	〃			
平成十六年香川県選挙管理委員会告示第十七号(政治資金規正法の規定による政治団体の収支等に関する報告書の要旨)の一部訂正	三	九三九			
政治資金規正法の規定による政治団体の届出	〃	〃			
政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出	〃	〃			
政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出	〃	〃			
政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出	〃	〃			